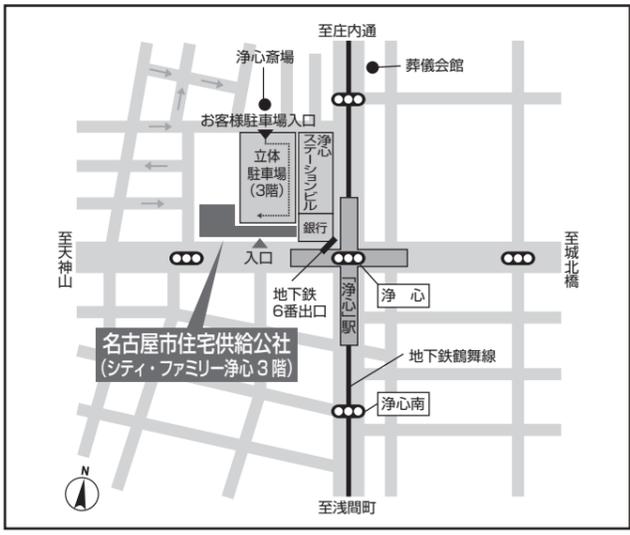


入居に関するご相談・募集関係についてのお問い合わせ先

名古屋市住宅供給公社管理課

〈所在地〉名古屋市西区浄心一丁目1番6号
 シティ・ファミリー浄心3階
電話…052-523-3875
FAX…052-523-3863
営業時間…午前8時45分～午後5時15分
 (毎週木曜日に限り、午後7時まで営業)
 (ご相談等の場合は、終了30分前までにお越しください)
休業日…土曜日・日曜日・国民の祝日
 年末年始(12/29～1/3)
主な業務…募集住宅の総合案内、住宅の申込受付、
 入居資格等の案内
 地下鉄鶴舞線「浄心」駅6番出口より西へ50m



住まいの窓口

〈所在地〉名古屋市東区東桜一丁目11番1号
 オアシス21 バスターミナル内
電話…052-228-1808
FAX…052-228-1809
営業時間…午前10時～午後7時
 (ご相談等の場合は、終了30分前までにお越しください)
休業日…毎週木曜日・第2/第4水曜日
 年末年始(12/29～1/3)
主な業務…住宅相談、住宅の申込仮受付



〈ご相談いただくときのお願い〉

申込資格の有無や申込住宅の家賃等は、すべての書類を提出していただき、初めて確定しますので、それらの書類を確認するまで最終的な判定はできません。
 ご相談の段階では口頭や一部の書類だけでご質問いただくことが多いため、後日審査書類を提出された時に書類の内容によっては判定が変わる場合もあります。
 そのような事態を防止し正確に判定をご希望される方は、ご相談の時点でいくつかの書類を提出していただく必要がありますのでご協力ください。
なお口頭や一部の書類でのご相談の場合は、最終的な判定にならないことをあらかじめご承知おきください。

《市営住宅・定住促進住宅・公社賃貸住宅のご案内》

名古屋市住宅供給公社ホームページ
<https://www.jkk-nagoya.or.jp/>

 ※市営住宅の募集予定や定住促進住宅の空き状況が確認できます。
 QRコードを対応端末で読み取っていただくと、ホームページにアクセスできます。

◎公社賃貸住宅(一般賃貸住宅・定住促進モデル住宅・特定優良賃貸住宅)についても、別途、入居者募集を行っております。詳しくはそれぞれの案内書をご覧ください。
 ◎家賃及び駐車場使用料のお支払いは、便利な口座振替をご利用ください。

《令和7年度版》 名古屋市 市営住宅・定住促進住宅 入居者募集総合案内 名古屋市住宅供給公社・名古屋市

各募集の詳細(募集住宅、家賃、申込資格等)は、募集時期に配布される各募集案内でご確認ください。なお、各募集の申込要件を満たす場合は、複数の募集に同時に申し込むことができます。(市営住宅の中には、建替事業等により募集対象にならない住宅もありますので、ご承知おきください。)

募集方法	対象世帯	募集予定時期	特徴	用紙配布場所
市営住宅	一般募集(年4回)	第1回…令和7年 5月22日～31日(※1) 第2回…令和7年 8月22日～31日 第3回…令和7年11月21日～30日(※1) 第4回…令和8年 2月19日～28日 (※1) 事故住宅も併せて募集予定 パンフレットは各募集時期の直前の営業日から配布	・抽せん制 ・郵送申込	・区役所(総務課) ・支所(区民生活課) ・住宅供給公社(管理課) ・住まいの窓口 など
先着順募集(随時)	・一般世帯 ・単身世帯 など	・随時 追加募集の初日受付時期 5月・8月・11月・2月	・一般募集において申込みのなかった住宅を追加募集 ・随時受付(先着順) ②追加募集の初日受付のみ抽せん制	
定期入居募集(随時)	・申込者本人の年齢が45歳未満の世帯(単身世帯可)	・随時 募集住戸変更時期5月	・随時受付(先着順) ・退去期限あり(4年～10年)	
福祉向募集(年2回)	・ひとり親世帯 ・60歳以上の世帯等(単身世帯可) ・障害者世帯(単身世帯可)	第1回…令和7年 6月 2日～13日 第2回…令和7年11月 4日～17日	・抽せん制 ・対象世帯により受付場所が異なります(右欄配布場所を参照)。 住まいの窓口・住宅供給公社では受付できません。	
シルバーハウジング募集(年2回)	・65歳以上の方及び60歳以上の配偶者からなる世帯等 ・65歳以上の単身世帯	第1回令和7年 7月14日～28日 第2回令和7年12月 8日～19日 ※上記募集時期に空家がない場合、募集は行われません。	・抽せん制 ・郵送申込 ※詳しくは名古屋市役所健康福祉局高齢福祉課におたずねください。電話：972-2544 住まいの窓口・住宅供給公社では受付できません。	【ひとり親】 ・区役所(民生子ども課) ・支所(区民福祉課) 【高齢者・シルバー】 ・区役所(福祉課) ・支所(区民福祉課) 【障害者】 ・区役所(福祉課) ・支所(区民福祉課) 福祉向募集・シルバーハウジング募集のパンフレットは住まいの窓口・住宅供給公社では配布いたしません。
定住促進住宅(随時)	・一般世帯(単身世帯不可)	・随時	・随時受付(先着順) ・公社HPで空室状況公開中 ・子育て減額制度あり	・住宅供給公社(管理課) ・住まいの窓口 など

◎市営住宅とは(公営/改良) …収入の少ない方(所得月額 158,000円以下/114,000円以下) 向けに国から補助を受けて建設された賃貸住宅です。したがって、入居条件として収入基準等が法令等で定められており、入居後に収入が増えると家賃の加算や明渡努力義務等が生じる場合があります。
 ◎定住促進住宅とは …中堅所得者(所得月額 158,000円(子育て・若年世帯は123,000円)以上 487,000円以下) 向けに国から補助を受けて建設された賃貸住宅です。入居後に収入が増えても家賃の加算や明渡努力義務は生じません。

《注意事項》
 ◎犬・猫・小鳥などペットを飼育することはできませんのでご了承願います。
 ◎団地生活の自主的な運営を図るため、自治活動を実施していただいております。

市営住宅の申込資格

以下の①～⑦のすべて（単身者は①・③～⑧）に該当する必要があります。募集方法によって申込資格が一部異なる場合もありますので、詳細は各募集の案内書をご覧ください。なお、資格審査時は下記の資格を証明する指定の書類が必要です。

①申込者本人の住所地または勤務地が名古屋市内にあること。			
・住民票で住所地を確認できない場合は申込不可。			
②同居する親族がいること（単身の場合は(1)単身申込資格を参照）。			
・原則、夫婦又は親子（里子を含む）の世帯であること。原則、兄弟姉妹等の世帯（両親死亡の場合や兄弟姉妹がそれぞれ単身申込資格を満たす場合を除く）は申込不可。 ・婚姻予定の者と申込むことができます（入居契約時までに婚姻をすることが必要）。 ・内縁関係の者と申込むことができます（住民票に「未届の夫・妻」と記載されていることが必要。「同居人」の場合は申込不可）。 ・名古屋市または愛知県のファミリーシップ制度の宣誓をされた方も申し込むことができます（ファミリーシップ宣誓書記載内容等証明書の提出が必要）。 ※不自然な寄り合い世帯、夫婦分割世帯は申込不可。夫婦を分割してのお申込みは、離婚調停中（裁判中）である場合等に限りません。			
③入居する世帯全員の所得の合計が基準の範囲内であること（裁量階層については(2)裁量階層世帯を参照）。			
住宅種別	世帯階層	原則階層	裁量階層
公営住宅		所得月額 158,000円以下	所得月額 214,000円以下
改良住宅		所得月額 114,000円以下	所得月額 139,000円以下
④現在、何らかの理由で自ら居住するための住宅に困窮していること。			
・申込者本人及び同居する親族に自己名義の住宅をお持ちの方がいる場合は、入居契約時までに住宅を処分する必要があります（資格審査時に売買契約書の写しまたは競売決定通知書の写し等を提出できる場合、お申込みは可能です）。			
⑤申込者本人及び同居する親族が暴力団員でないこと。			
・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。			
⑥申込者本人及び同居する親族に未納の家賃等がないこと。			
・未納の家賃等がある場合は、申込み前にお支払いください。			
⑦申込者本人及び同居する親族に下記期間内に明渡請求を受けて市営住宅等を退去した方がいないこと。			
・原則、退去した日の翌日から3年間（不正入居、住宅の長期不使用、故意き損行為、条例等違反により明渡請求を受けた方）。 ・迷惑行為を起こして明渡請求を受けた方については、退去した日の翌日から10年。 ただし、高齢者・障害者等（下記⑧に当てはまる方）については5年。			

⑧次の条件1.～12.のいずれかに当てはまること。	
(1) 単身申込資格	<ol style="list-style-type: none">1. 申込日現在で満60歳以上の者2. 身体障害者手帳（1～4級）所持者3. 精神障害者保健福祉手帳（1～3級）所持者4. 愛護手帳（1～4度）または療育手帳（愛護手帳（1～4度）に相当する程度）所持者5. 難病により、障害福祉サービス、地域相談支援、特定医療費のいずれかを受給している者6. 戦傷病者手帳（恩給法の特別項症から第6項症または第1款症）所持者7. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている者8. 生活保護法の規定により保護を受けている者9. 海外からの引揚者で、引揚後5年を経過していない者10. ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条の規定によるハンセン病療養所入所者等11. DV（配偶者からの暴力）の被害者で、愛知県女性相談センターまたは婦人保護施設で保護を受けた後5年を経過していない者、または、裁判所で保護命令を受けた被害者で、保護命令の決定日から5年を経過していない者12. 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定により支援給付を受けている者 <p>※一部住宅において、上記資格の無い方でも単身でお申込み頂ける場合があります。（先着順募集、定期入居募集）</p>

次の1.～10.に該当する世帯は「裁量階層世帯」として「原則階層世帯」に比べ収入基準が緩和されます。	
(2) 裁量階層世帯	<ol style="list-style-type: none">1. 申込者本人が60歳以上で、同居親族がある場合は、同居親族のいずれもが60歳以上または18歳未満の者である世帯2. 身体障害者手帳（1～4級）所持者のいる世帯3. 精神障害者保健福祉手帳（1～2級）所持者のいる世帯4. 愛護手帳（1～3度）または療育手帳（愛護手帳（1～3度）に相当する程度）所持者のいる世帯5. 難病により、障害福祉サービス、地域相談支援、特定医療費のいずれかを受給している者がいる世帯6. 戦傷病者手帳（恩給法の特別項症から第6項症または第1款症）所持者のいる世帯7. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている者がいる世帯8. 海外からの引揚者で、引揚後5年を経過していない者がいる世帯9. ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条の規定によるハンセン病療養所入所者等のいる世帯10. 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいる世帯

〈緊急連絡先の届出について〉

市営住宅への入居契約時に、緊急連絡先となる方1名の届出をお願いします。	
・できるだけ親族の方で、名古屋市内または名古屋市近郊に居住している方に依頼してください。 ・緊急連絡先となった方には、入居者の方が病気や事故、長期不在等により連絡が取れなくなった場合にご連絡させていただきます。	